

自動販売機設置仕様書

1 設置事業者公募物件

位置 図	物件 番号	所在地	設置場所	設置場所の寸法		販売種類
				幅	奥行	
①	1	津山市小田中1115	津山市総合斎場 会館棟パトリー	1.6m 以内	1m 以内	清涼飲料水 (カン, ペットボトル)
②	2	津山市山北	衆楽園 茶屋横	2.0m 以内	1m 以内	〃
③	3	〃	〃	2.0m 以内	1m 以内	〃
④	4	津山市大田920	リージョンセンター 交流プラザ	1.95m 以内	0.9m 以内	〃
⑤	5	津山市加茂町 塔中104	加茂支所及び加茂町公民館 接続部分風除室前	2.0m 以内	1m 以内	〃
⑥	6	津山市中北下1300	久米支所 1階ロビー	1.7m 以内	1m 以内	〃

※設置事業者は、すべての物件の入札に参加することができる。

設置場所の寸法は、自動販売機1台と回収ボックス込みの寸法とする。

2 設置許可期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができると判断した場合は、令和3年4月1日から2年間を限度に、引き続き設置することができる。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ 自動販売機1台あたり（回収ボックスの面積を含む）、物件番号ごとに定める幅、奥行き
の範囲内（設置場所の寸法内）で、高さは概ね2.0m以内とすること。

②デザイン 公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

(3) 安全対策

①自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。

②食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。

③硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置 原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に回収し処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

④関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

⑤可能な限り災害時対応機種を採用し、採用時は別途市と協定書を取り交わし災害時利用分は、設置者負担とする。

⑥水道水を使用する機種の設置はできない。

(6) 遵守事項

①使用を許可した市有施設（以下「使用許可施設」という。）を自動販売機及び回収ボックスの設置場所とする用途以外の用に供してはならない。

②使用許可施設の原状を変更してはならない。

③使用許可施設の転貸及び賃借権の譲渡をしてはならない。

④契約に係る自動販売機及び設置事業者が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

⑤契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

⑥売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は実地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

⑦市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱を遵守すること。市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱に改正がなされた場合は、その規定を遵守すること。その場合、市は設置事業者に対して速やかに通知する。

※遵守事項を守らず、設置者の責めに帰すべき事由により設置許可を取り消され、契約を解除されたときは、契約解除の事実があった時から6か月を経過するまでの間、津山市自動販売機設置事業者選定にかかる入札に参加することができない。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 清涼飲料水、コーヒー等の飲料（アルコール飲料、いわゆるノンアルコール飲料を除く）とする。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 行政財産使用料等

使用許可を受けた自動販売機の設置面積（回収ボックススペースを含む）に応じて、市の算定する年間使用料（公園については都市公園占用料）を年度当初に市に納付すること。

▼【参考】令和元年度における年間行政財産使用料又は都市公園占用料（年額）※年により変動の場合がある。

設置場所	行政財産等使用料（年額）※1㎡当たり	担当部署
津山市総合斎場（会館棟パントリー）	13,752円	環境生活課
衆楽園（茶屋横）	2,400円	都市計画課
リージョンセンター（交流プラザ）	36,000円	都市計画課
加茂支所庁舎（風除室前）	2,244円（推計）	加茂支所市民生活課
久米支所庁舎（1階ロビー）	5,576円	久米支所市民生活課

※行政財産等使用料（年額）は1㎡当たり単価（実際の使用許可面積をこれに乗じた額が使用料となる。）

6 電気使用料等

電源は市が用意するが、電気使用料は別途徴収する。設置者が自ら設置したメーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、市が定める単価で計算した額を各施設で定める期間ごとに負担する。

施設名	電源用意及び支払先
津山市総合斎場	市が用意し、市へ電気料を支払う。
衆楽園	市が用意し、市へ電気料を支払う。
リージョンセンター	市が用意し、市へ電気料を支払う。
加茂支所庁舎	市が用意し、市へ電気料を支払う。
久米支所庁舎	市が用意し、市へ電気料を支払う。

7 売上納付金

契約書に基づき、毎月の売上実績額に入札時に落札した売上金納付率を乗じた金額を、各施設で定める期間ごとに市へ納付すること。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、納付期日までに売上納付金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第266号）第8条第1項に規定する率を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては市の指示に従うものとする。

9 設置場所の返還

自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

1 1 商品等の盗難及び破損

- (1) 市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

1 2 現地確認

設置場所を直接確認したい場合は、担当課に電話連絡し、相談の上、業務等に支障の無い範囲内で実施すること。

施設名	担当部署	連絡先
津山市総合斎場	環境生活課	0868-32-2055
衆楽園	都市計画課	0868-32-2097
リージョンセンター	都市計画課	0868-27-7150
久米支所庁舎	久米支所市民生活課	0868-32-7011
加茂支所庁舎	加茂支所市民生活課	0868-32-7031

1 3 施設別利用者数

施設名	平成30年度利用者数
津山市総合斎場	59,000人
衆楽園	175,000人
リージョンセンター	50,000人
久米支所庁舎	4,000人
加茂支所庁舎	推計4,000人

1 4 その他

その他、市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関することは、「市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱」に定めるところによる。